

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 2 日

各都道府県・市町村 生活福祉資金貸付制度主管部局 御中
各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援に係る
説明動画の御案内

日頃より厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急小口資金等の特例貸付については、令和 5 年 1 月からの償還開始に向けて、「緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について」（令和 4 年 10 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）により、社会福祉協議会においては、償還免除の申請未応答者等に対し、プッシュ型の支援を実施いただきたいこと、自立相談支援機関においては、生活に困窮している借受人に対し、その自立に向けて積極的に支援いただきたいことなどをお願いしているところです。

今般、社会福祉協議会や自立相談支援機関等がこれらの支援に取り組むにあたり、具体的に実施いただきたいことを説明した動画を作成しました。また、本日、令和四年度第二次補正予算が成立したことを受け、その中に盛り込んだ新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の内容について説明した動画も併せて作成しました。なお、これらの動画は御関係者のみの限定公開としており、厚生労働省ホームページには掲載しておりません。

つきましては、各都道府県・市町村におかれては、本動画を御参照のうえ、本交付金の活用を含め、積極的な取組を御検討いただくとともに、管内の社会福祉協議会や自立相談支援機関等の関係機関に対して、本事務連絡について周知し、取組を促していただきますようお願いします。

<説明動画一覧>

【動画①】緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について（約 11 分）

視聴URL https://www.youtube.com/watch?v=Q0IW-ah_w7s

【動画②】生活困窮者自立支援の機能強化事業について

（令和四年度第二次補正予算「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」）（約 6 分半）

視聴URL <https://www.youtube.com/watch?v=6YFcK337RWo>

※各動画の資料はこちらからダウンロードしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29510.html

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

担当：加藤、高橋、蔦谷、木下

TEL：03-5253-1111（内線 2876、2231）

E-mail：jiritsu-model@mhlw.go.jp